

滞納処分を要する納税義務の承継と死亡者課税に関する事務処理要領

第1 趣旨

滞納処分を要する納税義務の承継と死亡者課税に関する事務は、この要領に従って行う。

第2 「納税義務の承継」と「死亡者課税」のしくみの概要

○ 納税義務者が死亡した場合、市税債権は次の3つに分類される。

市税債権の分類		説明・事務処理方法
納税義務の承継（地方税法9条・9条の2） ※全ての市税に適用される。	滞納者の生存中に納税告知された年度分の市税債権（以下「 承継年度分 」という）	要するに「死亡した年までの滞納のすべて」であり、各相続人に対し各相続分で按分した額を請求する。 ※ ただし、納税通知前（例えば3月）に死亡したときは、その死亡した年の課税（1年分）だけは、次の要告知承継年度分になる。
	滞納者が賦課期日には生存していたが、納税告知前に死亡していた年度分の市税債権（以下「 要告知承継年度分 」という）	要するに「納税通知前（例えば3月）に死亡した年の分（1年分）の滞納」であり、死者に対する課税を取り消して改めて各相続人に納税告知を行った上で、各相続人に対し各相続分で按分した額を請求する。 死者に納税告知しても課税は無効である。このため、この課税（1年分）を取り消し、改めて相続人に納税告知する必要がある、そうしなければ請求できない。
滞納者が賦課期日前に死亡していた年度分の市税債権（以下「 死亡者課税年度分 」という） ※固定資産税・都市計画税に限る。		要するに「死亡した年より後の年度の固定資産税・都市計画税」であり、死者に対する課税を取り消して改めて「不動産を現に所有している者」（地方税法343条②）に納税告知を行う（賦課替え）。 死者に納税告知しても課税は無効である。このため、この課税を取り消し、改めて「不動産を現に所有している者」に納税告知する必要がある、そうしなければ請求できない。

図1 死亡が納通（納税告知）前である場合

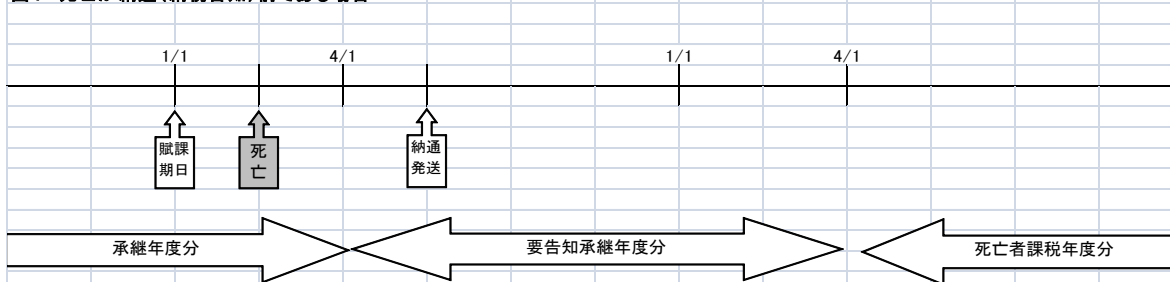
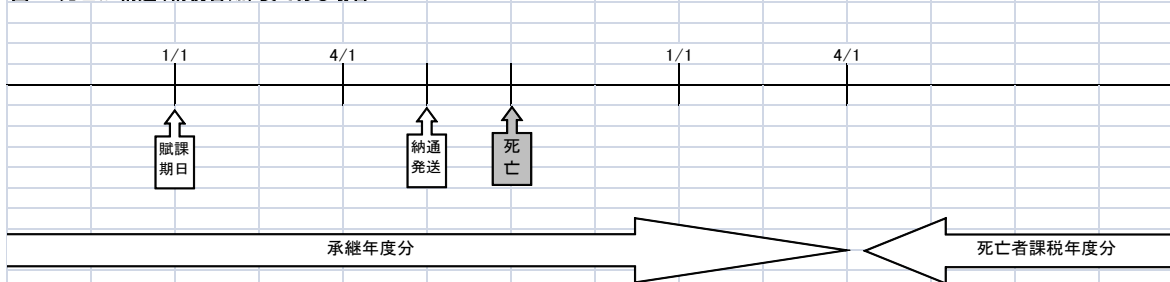


図2 死亡が納通（納税告知）後である場合



第3 納税義務の承継

1 承継年度分の処理

承継年度分については、各相続人に対し、各相続分で按分した額を請求する。

※ 要するに、死亡した年度までの滞納のすべてを相続人に請求するという話である。ただし、納税通知前（例えば3月）に死亡したときは、その死亡した年の課税（1年分）だけは後記2の要告知承継年度分になり、相続人への請求に先立ち相続人への納税告知が必要となる。

(1) 第三者納付の交渉（納税第一課または納税第二課（以下、「徴収担当課」という。））

徴収担当課は、まず、相続人と思われる者の1人に対し、第三者納付（地方税法20条の6）として他の相続人の分も含めた滞納額の全額を納付するよう交渉する。

(2) 相続人の調査（徴収担当課）

ア 前記(1)で埒が明かない場合、徴収担当課は、相続人（法定相続人のうち相続放棄をしていない者）を確認するため、法定相続人全員を確認できる客観的な資料（戸籍謄本、住民票等）を収集するとともに（様式1）、家庭裁判所に対して相続放棄の有無を照会し（様式2）、調査後、相続人関係図を作成する。

※ 法定相続人であっても相続放棄をした者は相続人に含まれない。

※ 相続人が不存在（相続人全員が相続放棄など）の場合や不明の場合は、相続財産法人を相続人としてその管理人に対して手続を行うが、相続財産に対する債権の優先劣後を確認し、当該財産から市税を徴収することができないことが明らかである場合は、処分停止により直ちに納税義務を消滅させる。

※ 相続放棄と限定承認は、相続があったことを知った日から3か月以内に家庭裁判所に申述しなければならないので（民法915）、被相続人住所地の家庭裁判所への照会でその有無が判明する。

※ 限定承認をしている場合は地方税法第15条の7第5項の処分停止ができる可能性があるため、家庭裁判所に相続放棄の照会を行う際は、あわせて限定承認の有無も照会する。

※ 各相続人から、各相続割合で按分した額（承継税額）を超えて徴収することもできる。すなわち、ある相続人が相続によって得た財産がその相続人の承継税額を超えている場合は、その相続人は、その超える額を限度として他の相続人の承継税額を納付する責に任ずる（地方税法第9条第3項）。つまり、例えば被相続人の滞納市税が30万円（3名の相続人の承継税額は10万円ずつ）であり各相続人が50万円ずつ相続している場合は、1人の相続人から滞納市税30万円全額を徴収することもできる。

※ 「遺産分割」は、納税義務の承継に当たって一切考慮する必要がない。

なぜなら、民法909条が「相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる」と定めたうえでさらに同条ただし書で「第三者の権利を害することはできない」と定めているからである。したがって、市は、遺産分割の結果に翻弄されることなく、当初の法定相続割合に基づく徴収を貫くことができる。

もっとも、第三者（市）自身が「権利を害するものではない」と認めれば遺産分割の結果を相続開始の時にさかのぼらせることができるので、例えば遺産分割によって相続財産のほとんどを長男が相続したような場合は、上記「地方税法第9条第3項」のしくみに基づいて、滞納市税の全額を長男から徴収することもできる（要するに徴収する側に都合のよい制度となっている）。

イ 徴収担当課は、前記アの調査の後、法定相続人のうち相続放棄をしていない者全員に対して様式3-1「相続人のご確認について」（後記第4の死亡者課税の問題もある場合は様式3-3「相続人及び不動産所有者のご確認について」）を送付し、期限（おおむね1か月後）を指定して、前記アで調査した相続人を確認する回答書の提出を求める。

※ 相続人は法定相続人に限られず、「包括受遺者」と「包括名義の死因贈与を受ける者」も含まれるが、これらの者は相続人から確認するしかないため、そのために行う照会である。したがって、前記（１）の交渉の聴き取り等でこれらの者の不存在が明らかである場合は、この照会を省略してもよい。

ウ 前記イで回答の機会を与えたにも関わらず指定期限までに回答がなされない場合は、徴収担当課が調査した相続人が相続人であるとみなして以下の事務を進める。

（３）納税義務承継通知書の作成・送付（徴収担当課）

徴収担当課は、調査結果に基づいて様式４「納税義務承継票」と様式５－１「納税義務承継通知書」を作成し、後記（４）の納付書を同封して様式５－１「納税義務承継通知書」を相続人全員に送付する。

- ※ 後記２（４）の要告知承継年度分に係る納税通知書や後記第４（３）の死亡者課税年度分に係る納税通知書も送付する必要があるときは、一緒に送付する。
- ※ 千葉市市税条例施行規則第３号様式「相続人代表者指定（変更）届」が提出され、これにより代表者（地方税法第９条の２第１項）が指定されているときは、代表者のみに送付すれば足りる（地方税法第９条の２第１項）。なお、この代表者の指定は、指定をする相続人と指定される相続人との個々の委任契約に基づくものであるから、一部の相続人の代表者になることもできる。
- ※ 様式５－１「納税義務承継通知書」を送付後に相続放棄があった場合、その他の相続人の承継税額が変更する。承継税額が変更となった相続人には、様式５－２「納税義務承継額変更通知書」を作成して送付し、相続放棄した相続人には、様式５－３「納税義務承継額変更通知書（相続放棄者宛て）」を作成して送付する。

なお、各相続人の税額は、各相続分で按分した額（承継税額）となるが、承継年度分の按分は、被相続人の生存中の納税告知で確定した額を期別ごとに単純に按分するものなので、地方税法第２０条の４の２第３項に基づく按分後の端数計算は不要であり、１円単位で請求する。

<承継年度分の按分例>

被相続人		→按分→					
	被相続人		妻 1 / 2	子 A 1 / 6	子 B 1 / 6	子 C 1 / 6	計
計	200,300円	計	100,150円	33,382円	33,382円	33,382円	200,296円
1期	50,300円	1期	25,150円	8,383円	8,383円	8,383円	50,299円
2期	50,000円	2期	25,000円	8,333円	8,333円	8,333円	49,999円
3期	50,000円	3期	25,000円	8,333円	8,333円	8,333円	49,999円
4期	50,000円	4期	25,000円	8,333円	8,333円	8,333円	49,999円

※ この按分例のとおり、按分の結果、被相続人の本来の滞納額よりも少なくなる（この按分例では４円少なくなる）ことに留意する必要がある。この残額について、徴収担当課は、徴収できないことが明らかであるため、地方税法第１５条の７第５項で直ちに納税義務を消滅させる（即落ちの処分停止）。

（４）納付書の作成（徴収担当課）

ア 納付書は、手書きの納付書（領収書と領収済通知書が添付された３連複写のいわゆる「赤伝票」）とし、次のように記載する。

（ア）納税者欄

千葉市〇〇区〇〇町〇－〇－〇 相続人千葉Ｂ次郎様 被相続人千葉Ａ太郎様分
--

※ 相続人の住所・氏名の下に被相続人の氏名を記載するのは、後日、収納確認の際に必要となるからである（オンラインシステムでは被相続人によって収納管理を行っているため）。

（イ）備考欄

相続による納税義務の承継分

※ 後日、領収済通知書の探索を容易に行えるようにするために記載する。

イ 納付書の税額は、期別に分けて記載する。期別に分けて、承継税額をまとめて記載した場合は、どの期別に充てればよいのか分からなくなり、消し込みができなくなってしまう。

(5) 督促・滞納処分（徴収担当課）

徴収担当課は、督促状の発送日を確認して、被相続人（死者）の死後に督促状が発送された期については、「督促状」（様式6）を作成し、相続人全員に対して督促を行い、督促状発送後10日を経過した日までに納付されなかったときは差押を行う。

※ 前記（3）において「代表者の指定届」が提出された場合であっても、滞納処分に関する書類の送達は各相続人に対して行わなければならない。代表者は、あくまでも「賦課徴収と還付に関する書類（納税告知・更正・督促・還付・充当に関する書類）の受領権限」しか持っていない。要は、納税義務の承継に関する書類の送付を簡便にするためだけの制度である。

(6) 交渉記録への入力（徴収担当課）

税務オンラインシステムでは相続人ごとに承継税額を管理することができないため、徴収担当課は、以下の場合、同システム内の交渉欄に記録しておく。

※ これらの記録は、後日、争いになった場合の重要な証拠書類となるとともに、納税義務の承継等が行われたことを全市の納税部門で共有するために必要な記録となる。

ア 納税義務承継通知書を送付した場合

平成〇年〇月〇日、被相続人千葉A太郎の相続人千葉B次郎・千葉C三郎・千葉D子の3名に納税義務承継通知書を送付した。
〇〇税（平成〇年度～平成〇年度） 〇〇税（平成〇年度）

イ 納付がなされた場合

平成〇年〇月〇日、相続人のうち千葉B次郎が次の納付を行った。
平成〇年度第〇期分〇〇税〇〇〇円 平成〇年度第〇期分〇〇税〇〇〇円

ウ 督促を行った場合

平成〇年〇月〇日、相続人千葉B次郎・千葉C三郎の2名に督促状を送付した。

エ 差押を行った場合

平成〇年〇月〇日、相続人千葉B次郎に対して差押を行った。

オ 納付誓約を受けた場合

平成〇年〇月〇日、相続人千葉B次郎から納付誓約を受けた。

2 要告知承継年度分の処理

要告知承継年度分については、死者に対する課税を取り消して改めて各相続人に対して納税告知を行った上で、各相続人に対し、各相続分で按分した額を請求する。

※ 要するに、納税通知前（例えば 3 月）に死亡したときは、その死亡した年の課税（1 年分）は、相続人に告知しなければ相続人に請求できないという話である。

- (1) 第三者納付の交渉（徴収担当課） → 前記 1（1）と同じ。
- (2) 相続人の調査（徴収担当課） → 前記 1（2）と同じ。
- (3) 納税義務承継通知書等の作成（徴収担当課）

徴収担当課は、調査結果に基づいて様式 4「納税義務承継票」と様式 5-1「納税義務承継通知書」を作成し、調査結果及び後記（5）の納付書とともに、市民税課、資産税課または法人課のうちその税目の賦課を所管する課（以下、「賦課担当課」という。）に送付し、様式 9「相続人又は現に不動産を所有している者に対する納税告知依頼書」によって納税告知を依頼する。

- (4) 相続人に対する納税告知と納税義務承継通知書の送付（賦課担当課）

ア 賦課担当課は、徴収担当課から送付を受けた前記（3）の書類に基づいて、被相続人（死者）に対する課税を取り消すとともに、改めて各相続人に対する「納税通知書」（様式 7-1～3）を作成する。

イ 徴収担当課から送付を受けた納付書に、上記アで付番した通知書番号を記載し、上記アで作成した「納税通知書」（様式 7-1～3）に徴収担当課から送付を受けた様式 5-1「納税義務承継通知書」と納付書を同封して相続人全員に送付し、納税告知を行う。

※ この場合において、前記 1（3）の承継年度分に係る納税義務承継通知書や後記第 4（3）の死亡者課税年度分に係る納税通知書等も送付する必要があるときは、一緒に送付する。

※ 千葉市市税条例施行規則第 3 号様式「相続人代表者指定（変更）届」が提出され、これにより代表者（地方税法第 9 条の 2 第 1 項）が指定されているときは、代表者のみに送付すれば足りる（地方税法第 9 条の 2 第 1 項）。なお、この代表者の指定は、指定をする相続人と指定される相続人との個々の委任契約に基づくものであるから、一部の相続人の代表者にもなることもできる。

※ **納税通知書は各相続人宛てのものを手処理で作成するが、税務オンラインシステムでは相続人ごとの承継税額の管理ができないため、再度、同一名義（被相続人）の宛名で随時課税することとなる。**

なお、取り消した課税に一部納付がなされている場合は、徴収担当課が、再度行った同一名義（被相続人）の随時課税の徴収簿に充当し直すこととなる。

※ この納税通知書については、相続人に対して新たに納税告知を行うものであることから、随時課税として新たに納期限を設定するものであり、課税標準額等については被相続人分の全額、税額については被相続人分全額と各相続人の承継税額を併記する。

なお、各相続人の税額は、各相続分により按分した額（承継税額）となるが、要告知承継年度分の按分は、承継年度分の場合と異なり、納税告知により新たに税額を確定することとなるので、地方税法 20 条の 4 の 2③に基づいて按分後の額を端数計算しなければならない。

<要告知承継年度分の按分例>

	被相続人	→按分→		妻 1 / 2	子 A 1 / 6	子 B 1 / 6	子 C 1 / 6	計
計	200,300 円		計	100,100 円	33,300 円	33,300 円	33,300 円	200,000 円

- ※ この例のとおり、按分の結果、被相続人の本来の滞納額よりも少なくなってしまうこと（この例では 300 円少なくなる）に留意する必要がある。この残額について、徴収担当課は、徴収できないことが明らかであるため、地方税法第 15 条の 7 第 5 項で直ちに納税義務を消滅させる（即落ち処分停止）。
- ※ 前記 1 の承継年度分と異なり、すべて随時課税となるため、期別が存在しない。

(5) 納付書の作成（徴収担当課）

前記 1（4）と同様だが、通知書番号欄は、賦課担当課で通知書番号を決定するまで確定しないため、空欄にしておく。

- ※ 前記 1 の承継年度分と異なり、随時課税で期別が存在しないため、税額を期別に分けて記載する必要がない。

(6) 督促・滞納処分（徴収担当課）

徴収担当課は、納期限経過後速やかに納付の確認を行い、未納である場合は「督促状」（様式 6）を作成して督促を行い、それでも納付されないときは差押を行う。

- ※ 税務オンラインシステム上は被相続人名義で全額の督促状が出力されてしまうので、これを破棄して、手処理で様式 6「督促状」を作成して送付する。
- ※ 前記（3）アにおいて「代表者の指定届」が提出された場合であっても、督促や滞納処分に関する書類の送達は、代表者に対してではなく、各相続人に行わなければならない。代表者は、あくまでも「相続に関する書類の受領」の権限しか持っていない。

(7) 交渉記録への入力（徴収担当課）

ア 納税通知書及び納税義務承継通知書を送付した場合

平成〇年〇月〇日、被相続人千葉 A 太郎の相続人千葉 B 次郎・千葉 C 三郎・千葉 D 子の 3 名に納税通知書及び納税義務承継通知書を送付した。
 〇〇税（平成〇年度～平成〇年度） 〇〇税（平成〇年度）

イ～オ → 前記 1（6）イ～オと同じ。

(8) 納税告知できる期間を過ぎた要告知承継年度分の課税の取消し（徴収担当課、納税管理課収納班）

ア 市県民税と軽自動車税は法定納期限の翌日から起算して 3 年、固定資産税・都市計画税は法定納期限の翌日から起算して 5 年を経過すると、納税告知ができなくなる（地方税法第 17 条の 5 第 1 項及び第 3 項）。

イ 前記アの期間を過ぎたものはもはや納税告知できず、また、死者宛てに行われた納税告知は無効なので、課税を取り消して抹消することとなるが、法定納期限の翌日から起算して 5 年を経過したものは課税オンラインシステムの入力では対応できないため、次の手順で抹消する。

- (ア) 徴収担当課は、収納更正依頼書（様式 10）により、納税管理課収納班に収納更正を依頼する。
- (イ) 依頼を受けた納税管理課収納班は、収納更正を行うことの課長決裁を受けた後、収納更正の画面で期別税額を「0 円」と入力し、徴収簿を修正する。

(ウ) 収納更正の対象は、納付（一部納付を含む）がなされている年度より後の年度とする（したがって、納付された税の還付や返還の問題は一切生じない）。

- ※ 納期を分けているものについては、その第 1 期の納期限が法定納期限となる（地方税法第 11 条の 4 第 1 項）。
- ※ 課税オンラインシステムの課税データは、法定納期限の翌日から起算して 5 年を経過すると同システムから抹消される。なお、厳密に言えば 6 年目の 2 月までは保存されているが、地方税法第 17 条の 5 第 2 項の趣旨から、5 年を経過したものはすべて納税の収納更正で対応するものである。

第4 死亡者課税年度分の処理（不動産を現に所有している者への賦課替え）

死亡者課税年度分については、死者に対する課税を取り消し、改めて現に所有している者に対して納税告知を行った上で、「不動産を現に所有している者」に対し、全額を請求する。

※ 死亡年より後の年度分の固定資産税・都市計画税を対象とする。

(1) 不動産登記名義人変更の交渉（徴収担当課）

徴収担当課は、まず、「不動産を現に所有している者」であると思われる者の1人に対し、滞納額全額の納付とあわせて、登記名義人を変更するよう交渉する。

(2) 不動産を現に所有している者の調査（徴収担当課）

ア 前記(1)で埒が明かない場合、徴収担当課は、相続人が「不動産を現に所有している者」である可能性が高いことから、相続人（法定相続人のうち相続放棄をしていない者）を確認するため、法定相続人全員を確認できる客観的な資料（戸籍謄本、住民票等）を収集するとともに（様式1）、家庭裁判所に対して相続放棄の有無を照会し（様式2）、調査後、相続人関係図を作成する。

※ 法定相続人であっても相続放棄をした者は相続人に含まれない。

※ 相続人が不存在の場合（相続人全員が相続放棄など）や不明の場合は、相続財産法人を相続人としてその管理人に対して手続を行うが、相続財産に対する債権の優先劣後を確認し、当該財産から市税を徴収することができないことが明らかである場合は、処分停止で直ちに納税義務を消滅させる。

※ 相続放棄と限定承認は、相続開始があったことを知った日から3か月以内に家庭裁判所に申述しなければならないので（民法915）、被相続人の住所地の家庭裁判所への照会でその有無が判明する。

※ 限定承認をしている場合は地方税法第15条の7第5項の処分停止ができる可能性があるため、家庭裁判所に相続放棄の照会を行う際は、あわせて限定承認の有無も照会する。

※ 「遺産分割」は、民法909条で「相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる」と定められているが、ただし書で「第三者の権利を害することはできない」と定められているので遺産分割前の第三者の権利を害することができない。このため、例えば、平成20年中にAが死亡し、相続人がB・C・D3人いる場合において、平成21年6月に遺産分割協議が完了し、土地家屋をBが登記したときであっても、賦課期日である平成21年1月1日現在はB・C・Dの共有だったので、平成21年度分の固定資産税をB・C・D全員に連帯して納税義務を負わせることもできる。もっともこの場合も、第三者（市）自身が「権利を害するものではない」と認めれば遺産分割の結果を相続開始の時にさかのぼらせることができるので、平成21年度固定資産税の納税義務をBのみに負わせることもできる。

イ 徴収担当課は、前記アの調査の後、不動産を現に所有している者を確認するため、法定相続人のうち相続放棄をしていない者全員に対して様式3-2「不動産所有者のご確認について」（前記第3の納税義務の承継の問題もある場合は様式3-3「相続人及び不動産所有者のご確認について」）を送付し、期限（おおむね1か月後）を指定して、徴収担当課が調査した相続人のすべてが不動産を所有しているかどうかを確認する回答書の提出を求める。

※ すべての相続人が「不動産を現に所有している者」であるとは限らない。また、相続人以外の「買受人」や「遺言書により遺贈を受けた者」等が「不動産を現に所有している者」であることもある。

(3) 調査結果等の賦課担当課への送付（徴収担当課）

徴収担当課は、調査結果を賦課担当課に送付し、様式9「相続人又は現に不動産を所有している者

に対する納税告知依頼書」によって納税告知を依頼する。

(4) 「不動産を現に所有している者」に対する納税告知（賦課担当課）

ア 依頼を受けた賦課担当課は、被相続人（死者）に対する納税告知（課税）を取り消して、改めて「不動産を現に所有している者」に対する納税通知書を作成し（現年分にあつては税務オンラインシステムから打ち出し、過年分にあつては様式7-4「納税通知書」を手処理で作成する。）、納付書（現年分にあつては税務オンラインシステムから打ち出し、過年分にあつては徴収担当課に税務オンラインシステムからの打ち出しを依頼する。）を同封して「不動産を現に所有している者」に送付して納税告知を行う。

※ 前記第3の1（3）の承継年度分に係る納税義務承継通知書や前記第3の2（4）の要告知承継年度分に係る納税通知書も送付する必要があるときは、一緒に送付する。

※ 「不動産を現に所有している者」が2人以上ある場合（共有者がいる場合）は、筆頭共有者を定め、まずはその者（筆頭共有者）に対してのみ納税告知を行う。

※ **税務オンラインシステム上は、「現に所有している者」の宛名を付設し、この宛名で随時課税することとなる。**

※ **死者宛での課税に納付（一部納付を含む。以下同じ。）がなされている場合は、課税の取消しは、次の理由から、原則として、当該納付がなされている年度より後の年度とする。**

①納付がなされている年度の課税を取り消し、納付分を「現に所有している者」の徴収簿に充当し直そうとしても、この場合の充当は別人（死者本人以外の者）の徴収簿に充当し直すものとなるため、「現に所有している者」の徴収簿に充当し直すことを求める特別な申出書（様式8）を「現に所有している者」から徴する必要がある。

②しかし、前記①の申出書を徴しても、死者本人の未納があるときは、当該死者本人の未納への充当が優先されるため、納付額がそのまま「現に所有している者」の徴収簿に移らず争いになる可能性がある。

③前記①の申出書を徴することができないときは、当該一部納付を行った者に還付することになるが、それが誰であるかは容易に分からない（領収書の確認が必要）。

やむを得ない理由があつて納付がなされている年度の課税取消しを行う場合は、本要領12頁の「付録 死亡者課税分から現の所有者随時課税分への充当処理」に従って徴収担当課、市民税課で連絡を取り、充当・還付の事務を行う。

イ 前記（2）イで回答の機会を与えたにも関わらず指定期限までに回答がなされない場合は、徴収担当課が調査した相続人が「不動産を現に所有している者」であるとみなして事務を進める。

ウ 賦課担当課は、納税通知書を送付した場合は、その写しを徴収担当課に送付する。

※ 代表者の指定（地方税法第9条の2第1項）は、納税義務の承継に関する制度であり、死亡者課税年度分とは全く無関係であることに留意する必要がある。

(5) 督促・滞納処分・連納告知（徴収担当課）

徴収担当課は、税務オンラインシステムから打ち出された督促状で督促を行い、それでも納付されないときは差押を行う。

※ 必要に応じて「連帯納税義務者に対する納税告知及び督促事務処理要領」に基づいて連納告知を行う。

(6) 納税告知できる期間を過ぎた死亡者課税年度分の課税の取消し（徴収担当課、納税管理課収納班）

ア 固定資産税・都市計画税は法定納期限の翌日から起算して5年を経過すると、納税告知（賦課決定）ができなくなる（地方税法第17条の5第5項）。

イ 市県民税（普通徴収）・軽自動車税は法定納期限の翌日から起算して3年を経過すると、納税告知（賦課決定）ができなくなる（地方税法第17条の5第3項）。

ウ 前記ア・イの期間を過ぎたものはもはや納税告知できず、また、死者宛てに行われた納税告知は無効なので、課税を取り消して抹消することとなるが、法定納期限の翌日から起算して5年を経過したものは課税オンラインシステムの入力では対応できないため、徴収担当課において次の手順で抹消する。

（ア） 徴収担当課は、収納更正依頼書（様式10）により、納税管理課収納班に収納更正を依頼する。

（イ） 依頼を受けた納税管理課収納班は、収納更正を行うことの課長決裁を受けた後、収納更正の画面で期別税額を「0円」と入力し、徴収簿を修正する。

（ウ） 収納更正の対象は、納付（一部納付を含む）がなされている年度より後の年度とする（したがって、納付された税の還付や返還の問題は一切生じない）。

※ 法定納期限は、条例で定めている納期限をいう。ただし、納期を分けているものについては、その第1期の納期限が法定納期限となる（地方税法第11条の4第1項）。

附 則

この要領は、平成21年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

用語集

○ 包括受遺者

「相続」は、なんら手続きを経ることなく当然に被相続人の財産が相続人に引継がれることをいいますが、「遺贈」というのは、遺言によって、遺言者の財産の全部または一部を贈与することをいいます。一般的に、相続人以外の者に遺産を与える場合に「遺贈」といいますが、相続人に対しても遺贈することもできます。

「遺贈」には2種類あり、①「全財産を贈与する」や「遺産の4分の1を与える」のように一定の割合を示してする遺贈を「包括遺贈」といい、②「甲土地をBに与える」のように特定の財産を指定してする遺贈を「特定遺贈」といいます。

「包括遺贈」を受ける者を「包括受遺者」といい、「包括受遺者」は、相続に関しては法定相続人と同じ扱いを受けるので（民法990条）、納税義務の承継に係る「相続人」に含まれるのです。

○ 死因贈与

遺贈と似たものに「死因贈与」があります。これは、「自分が死んだら甲土地を与える」という「契約」です（民法554条）。契約ですから相手（受贈者＝もらう人）の承諾が必要です。

「死因贈与」には2種類あり、①「全財産を贈与する」や「遺産の4分の1を与える」のように一定の割合を示してする死因贈与を「包括名義の死因贈与」といい、②「甲土地をBに与える」のように特定の財産を指定してする死因贈与を「特定名義の死因贈与」といいます。

このうち「包括名義の死因贈与」は、遺贈に関する規定に従うこととされているので（民法554条）、「包括受遺者」と同様、納税義務の承継に係る「相続人」に含まれるのです。

○ 遺産分割（協議・審判）

遺言によって指定され、あるいは民法の定めによって決定される相続分は、全体としての相続財産に対する抽象的な割合を示すものでしかありません。この相続分（又は話し合いによって新たに決められる相続分）に従って、相続財産のどの部分を、どの相続人が、どれだけ受け取るかということを実体的に決定する過程を「遺産分割」といいます。

なお、遺産分割は、被相続人の遺言による指定があればこれが優先し（指定分割）、指定がない場合は、共同相続人による話し合い（遺産分割協議）によります（協議分割）。そして、話し合い（協議）ができない、

あるいは調わない場合は、家庭裁判所の調停または審判によることになります。

遺産分割の協議は、相続人全員でなければなりません。一部の相続権利者を除外しての協議は無効となります。包括受遺者や包括名義の死因贈与を受ける者の出席も必要です。

○ 相続放棄・限定承認

「相続」とは、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継することをいいますが、プラスの財産よりも借金等のマイナスの財産の方が多い場合は、相続人の生活が脅かされることにもなりかねません。そこで、法律は、相続人の保護をはかる制度として「相続放棄」と「限定承認」という2つの方法を認めています。

(1) 相続放棄

自己の意思によって、プラスの財産もマイナスの財産も引き継がないのが相続放棄です。なお、相続開始前（生前）に相続放棄することはできません。生前に念書を交わしたり合意書を結んでいても無効です。

相続放棄は、他の相続人に関係なく、相続人の1人からできますが、自己のために相続の開始があったことを知ったとき（自分が相続人であると分ったとき）から3か月以内に被相続人が生前住んでいた場所の家庭裁判所に申し出なければなりません（相続放棄の申述）。この3か月の期間を過ぎてしまった場合や相続財産に手をつけてしまったりした場合には相続の放棄はできません。また一度放棄をするとこれを取り消すこともできません。

※ 「自己のために相続の開始があったことを知ったとき」とは、被相続人の死亡時ではなく、実際に被相続人の死亡を知ったときのほか、先順位の相続人（①子→②父母→③兄弟）が相続を放棄したために自分が相続人となったことを知ったとき、などが当てはまります。

相続を放棄した場合には、その放棄をした人は、はじめから相続人ではなかったものとみなされます。

(2) 限定承認

相続財産がプラスなのかマイナスなのか不明な場合には、相続によって得た財産の範囲においてのみ被相続人の債務を弁済する責任を負い、相続人の財産を持ち出してまでは弁済しないというのが限定承認です。

限定承認も自分が相続人であると分ったときから3か月以内に被相続人が生前住んでいた場所の家庭裁判所に限定承認申述書を提出して行いますが、放棄の場合とは異なり、相続人全員（放棄した者を除く）で申し立てなければならないのです。